

平成24年第一回定例会提出予定案件(概要)

都議会民主党政策調査会

区分	件数	件名																																							
予算案	30件	<p>1 平成24年度当初予算……………(27) 一般会計(1件)、特別会計(15件)、公営企業会計(11件)</p> <p>(予算編成方針) 厳しい財政環境が続く中であっても、将来に向けて強固な財政基盤を堅持するとともに、直面する難局を乗り越え、東京の更なる発展に向けて、着実に歩を進める予算</p> <p>1 厳しい財政環境が続く中であっても、将来に向けて施策を支え得る財政基盤を堅持するため、施策の効率性や実効性を向上させる取組を徹底し、歳出総額の抑制を図る。</p> <p>2 直面する難局を乗り越え、都民の安全・安心を確実に取り戻すとともに、東京の成長と発展に向けた戦略的な取組を進めるため、必要な施策を厳選し、限られた財源を重点配分する。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会計</th> <th colspan="2">平成24年度</th> <th colspan="2">平成23年度</th> <th rowspan="2">増減額</th> <th rowspan="2">増減率 %</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>当初予算額</th> <th>件数</th> <th>当初予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>1件</td> <td>6兆1,490億円</td> <td>1件</td> <td>6兆2,360億円</td> <td>△870億円</td> <td>△1.4</td> </tr> <tr> <td>特別会計</td> <td>15件</td> <td>3兆6,303億円</td> <td>16件</td> <td>3兆6,390億円</td> <td>△87億円</td> <td>△0.2</td> </tr> <tr> <td>公営企業会計</td> <td>11件</td> <td>1兆9,950億円</td> <td>11件</td> <td>1兆8,892億円</td> <td>1,058億円</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27件</td> <td>11兆7,742億円</td> <td>28件</td> <td>11兆7,642億円</td> <td>101億円</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>			会計	平成24年度		平成23年度		増減額	増減率 %	件数	当初予算額	件数	当初予算額	一般会計	1件	6兆1,490億円	1件	6兆2,360億円	△870億円	△1.4	特別会計	15件	3兆6,303億円	16件	3兆6,390億円	△87億円	△0.2	公営企業会計	11件	1兆9,950億円	11件	1兆8,892億円	1,058億円	5.6	合計	27件	11兆7,742億円	28件	11兆7,642億円	101億円	0.1
会計	平成24年度			平成23年度		増減額	増減率 %																																		
	件数	当初予算額	件数	当初予算額																																					
一般会計	1件	6兆1,490億円	1件	6兆2,360億円	△870億円	△1.4																																			
特別会計	15件	3兆6,303億円	16件	3兆6,390億円	△87億円	△0.2																																			
公営企業会計	11件	1兆9,950億円	11件	1兆8,892億円	1,058億円	5.6																																			
合計	27件	11兆7,742億円	28件	11兆7,642億円	101億円	0.1																																			
<p>一般会計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>増減額</th> <th>増減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入</td> <td>6兆1,490億円</td> <td>6兆2,360億円</td> <td>△870億円</td> <td>△1.4</td> </tr> <tr> <td>うち都税</td> <td>4兆1,195億円</td> <td>4兆2,205億円</td> <td>△1,010億円</td> <td>△2.4</td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>6兆1,490億円</td> <td>6兆2,360億円</td> <td>△870億円</td> <td>△1.4</td> </tr> <tr> <td>うち一般歳出</td> <td>4兆5,231億円</td> <td>4兆5,839億円</td> <td>△608億円</td> <td>△1.3</td> </tr> <tr> <td>うち経常経費</td> <td>3兆6,724億円</td> <td>3兆7,435億円</td> <td>△711億円</td> <td>△1.9</td> </tr> <tr> <td>うち投資的経費</td> <td>8,507億円</td> <td>8,404億円</td> <td>103億円</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>				平成24年度	平成23年度	増減額	増減率(%)	歳入	6兆1,490億円	6兆2,360億円	△870億円	△1.4	うち都税	4兆1,195億円	4兆2,205億円	△1,010億円	△2.4	歳出	6兆1,490億円	6兆2,360億円	△870億円	△1.4	うち一般歳出	4兆5,231億円	4兆5,839億円	△608億円	△1.3	うち経常経費	3兆6,724億円	3兆7,435億円	△711億円	△1.9	うち投資的経費	8,507億円	8,404億円	103億円	1.2				
	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率(%)																																					
歳入	6兆1,490億円	6兆2,360億円	△870億円	△1.4																																					
うち都税	4兆1,195億円	4兆2,205億円	△1,010億円	△2.4																																					
歳出	6兆1,490億円	6兆2,360億円	△870億円	△1.4																																					
うち一般歳出	4兆5,231億円	4兆5,839億円	△608億円	△1.3																																					
うち経常経費	3兆6,724億円	3兆7,435億円	△711億円	△1.9																																					
うち投資的経費	8,507億円	8,404億円	103億円	1.2																																					
<p>☆2 平成23年度補正予算……………(3) 一般会計(1件)、特別会計(2件)</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>今回補正</th> <th>既定予算</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>△909億円</td> <td>6兆3,598億円</td> <td>6兆2,689億円</td> </tr> <tr> <td>特別会計</td> <td>245億円</td> <td>3兆6,391億円</td> <td>3兆6,636億円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	今回補正	既定予算	計	一般会計	△909億円	6兆3,598億円	6兆2,689億円	特別会計	245億円	3兆6,391億円	3兆6,636億円																											
区分	今回補正	既定予算	計																																						
一般会計	△909億円	6兆3,598億円	6兆2,689億円																																						
特別会計	245億円	3兆6,391億円	3兆6,636億円																																						

備考: 件名の前の☆印は、中途議決を要望するものです。

区分	件数	件名
条例案	90件	<p>1新設の条例……………(9)</p> <p>(1)安全・安心に関するもの……………(1)</p> <p>①東京都帰宅困難者対策条例(総務局)</p> <p>大規模災害発生時の帰宅困難者による混乱及び事故の発生を防止するため、東京都、都民、事業者それぞれの責務と役割を明らかにし、一斉帰宅の抑制から帰宅支援までの総合的な帰宅困難者対策を推進するため、新たに条例を制定する。</p> <p>○ 主な内容</p> <p>(一斉帰宅抑制の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する従業員の施設内待機による一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食糧等の備蓄の努力義務化 ・駅、大規模な集客施設等に対する利用者保護の努力義務化 ・学校、保育園等に対する児童・生徒等の施設内待機その他措置による安全確保の努力義務化 <p>(安否確認と情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都と事業者等との連携協力による、官民一体となった安否情報確認と災害関連情報提供のための基盤整備と必要な体制の確立 <p>(一時滞在施設の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立施設や都関連施設を一時滞在施設として指定するとともに、国、区市町村及び民間事業者に対しても、一時滞在施設の確保を協力要請し、一時滞在施設を量的に拡大(帰宅支援) ・代替輸送手段や災害時帰宅支援ステーションの確保、災害関連情報の提供等による帰宅支援 <p>(都の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者による帰宅困難者対策状況を確認するとともに、帰宅困難者対策を行う事業者に対する都の支援 <p>施行日:平成25年4月1日</p> <p>(2)福祉に関するもの……………(1)</p> <p>①東京都障害児通所給付費等不服審査会条例(福祉保健局)</p> <p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)の施行による「児童福祉法」の一部改正に伴い、区市町村が障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費に関する行政処分を行うこととなった。この行政処分に対する審査請求事件を審理するため、東京都障害児通所給付費等不服審査会の設置について、新たに条例を制定する。</p> <p>○ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 東京都障害児通所給付費等不服審査会 ・組織 委員の定数 50人以内で知事が定める5人で構成する合議体で審理 <p>施行日:平成24年4月1日</p>

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)平成24年4月1日施行(まか)

児童福祉法の一部改正平成24年4月1日施行予定

区分	件数	件名																								
		(3)一括法に関するもの……………(7)																								
		1)基準の条例委任に関するもの																								
		①東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (福祉保健局)																								
		②東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (福祉保健局)																								
		「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「第1次一括法」という。)」の施行による「老人福祉法」の一部改正に伴い、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準が条例に委任されたため、新たに条例で基準を定める。																								
		○ 主な内容																								
		特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準																								
		厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。																								
		・ 従うべき基準 職員・その員数、居室の床面積、運営に関する事項で入所高齢者の適切な処遇・安全の確保・秘密の保持に関連する省令で定める事項																								
		・ 標準 養護老人ホームの入所定員																								
		・ 参酌すべき基準 上記以外の事項 (東京都独自基準)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国基準(現行都基準)</th> <th>都独自基準(新基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①廊下幅</td> <td>片廊下は1.8メートル、 中廊下は2.7メートル</td> <td>片廊下は1.5メートル、 中廊下は1.8メートル</td> </tr> <tr> <td>②特別避難階段</td> <td>居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上</td> <td>屋内の避難階段、屋外の避難階段及びエレベーターを設ける</td> </tr> <tr> <td>ユニット型</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ユニット定員</td> <td>10人程度</td> <td>12人以下</td> </tr> <tr> <td>従来型</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④居室定員</td> <td>1人</td> <td>1人 ただし、プライバシーに配慮し、個室転換容易な場合は、2人以上4人以下とできる</td> </tr> </tbody> </table>		国基準(現行都基準)	都独自基準(新基準)	共通			①廊下幅	片廊下は1.8メートル、 中廊下は2.7メートル	片廊下は1.5メートル、 中廊下は1.8メートル	②特別避難階段	居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上	屋内の避難階段、屋外の避難階段及びエレベーターを設ける	ユニット型			③ユニット定員	10人程度	12人以下	従来型			④居室定員	1人	1人 ただし、プライバシーに配慮し、個室転換容易な場合は、2人以上4人以下とできる
	国基準(現行都基準)	都独自基準(新基準)																								
共通																										
①廊下幅	片廊下は1.8メートル、 中廊下は2.7メートル	片廊下は1.5メートル、 中廊下は1.8メートル																								
②特別避難階段	居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上	屋内の避難階段、屋外の避難階段及びエレベーターを設ける																								
ユニット型																										
③ユニット定員	10人程度	12人以下																								
従来型																										
④居室定員	1人	1人 ただし、プライバシーに配慮し、個室転換容易な場合は、2人以上4人以下とできる																								
		※東京の実情を踏まえ、都独自に緩和することが適当な施設整備基準等として、廊下幅の基準を緩和するなどの基準を条例に定める。																								
		施行日:平成24年8月1日																								

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(平成23年法律第37号) 平成23年5月2日施行 ほか

老人福祉法の一部改正
平成24年4月1日施行予定

第1次一括法
地方分権改革推進計画(平成21年12月閣議決定)を踏まえ、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、国から地方への義務付け・枠付けを見直すとともに、条例制定権を拡大するもの
(対象)
施設・公物設置管理の基準
協議、同意、許可・認可・承認の見直し等
計画等の策定及びその手続

区分	件数	件名
	<p data-bbox="164 237 389 293">介護保険法の一部改正 平成24年4月1日施行予定</p>	<p data-bbox="547 212 1500 286">③東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(福祉保健局)</p> <p data-bbox="547 295 1500 369">④東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(福祉保健局)</p> <p data-bbox="547 378 1500 477">「第1次一括法」の施行による「介護保険法」の一部改正に伴い、介護保険サービスを提供する施設等の人員、設備及び運営に関する基準が条例に委任されたため、新たに条例で基準を定める。</p> <p data-bbox="560 515 699 544">○ 主な内容</p> <p data-bbox="592 553 1251 582">1) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p data-bbox="600 589 1490 649">厚生労働省令が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="627 656 788 685">・ 従うべき基準 <li data-bbox="668 692 1513 790">従業者・その員数、居室の床面積、運営に関する事項で入所する要介護者のサービスの適切な利用・適切な処遇・安全の確保・秘密の保持に密接に関連する省令で定める事項 <li data-bbox="627 797 826 826">・ 参酌すべき基準 <li data-bbox="668 833 842 862">上記以外の事項 <p data-bbox="632 869 1497 898">※ 特別養護老人ホームで定める基準と同様の都独自基準を定める(3頁に記載)。</p> <p data-bbox="592 934 1324 963">2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準</p> <p data-bbox="600 969 1490 1030">厚生労働省令が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="627 1037 788 1066">・ 従うべき基準 <li data-bbox="668 1072 1513 1171">従業者(医師・看護師は省令で定められているので除く。)・その員数、運営に関する事項で入所する要介護者のサービスの適切な利用・適切な処遇・安全の確保・秘密の保持に密接に関連する省令で定める事項 <li data-bbox="627 1178 826 1207">・ 参酌すべき基準 <li data-bbox="668 1214 842 1243">上記以外の事項 <p data-bbox="632 1249 1497 1310">※ 特別養護老人ホームで定める基準と同様の都独自基準(廊下幅のみ)を定める(3頁に記載)。</p> <p data-bbox="576 1346 852 1375">施行日:平成24年8月1日</p>

区分	件数	件名															
	<p data-bbox="164 237 389 293"> 児童福祉法の一部改正 平成24年4月1日施行 </p>	<p data-bbox="547 212 1513 315"> ⑤東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(福祉保健局) 「第1次一括法」の施行による「児童福祉法」の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が条例に委任されたため、新たに条例で基準を定める。 </p> <p data-bbox="560 356 702 387">○ 主な内容</p> <p data-bbox="572 392 1042 423">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</p> <p data-bbox="598 427 1474 490">厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="627 495 791 526">・ 従うべき基準 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="668 530 1513 663">従業者・その員数、居室及び病室の床面積その他設備に関する事項で児童の健全な発達に関連する事項、並びに運営に関する事項で児童等の適切な援助の確保・安全の確保・秘密の保持・妊産婦の安全の確保・児童の健全な発達に関連する事項について省令に規定した事項のうち児童福祉法で定める事項 <li data-bbox="627 667 828 698">・ 参酌すべき基準 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="668 703 844 734">上記以外の事項 <li data-bbox="668 739 1485 801">ただし、保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は「標準」 <p data-bbox="576 806 772 837">(東京都独自基準)</p> <p data-bbox="531 846 670 878">保育所の基準</p> <table border="1" data-bbox="526 882 1489 1283"> <thead> <tr> <th></th> <th>国基準(現行都基準)</th> <th>都独自基準(新基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①乳児室又はほふく室</td> <td>乳児室:2才未満児1人につき1.65㎡以上 ほふく室:2才未満児1人につき3.3㎡以上 ※いずれも「従うべき基準」</td> <td>2才未満児1人につき3.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>②医務室</td> <td>保育所の居室面積基準については、厚生労働省令で定める地域(東京都は該当地域有)は、「標準」とする</td> <td>年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、2才未満児1人につき2.5㎡以上とすることができる</td> </tr> <tr> <td>③開所時間</td> <td>2才未満児受入施設は必置は、「参酌すべき基準」</td> <td>2才以上児のみの受入施設においても必置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>保育所の開所時間は、原則として概ね11時間とする</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="531 1294 1485 1350">※保育環境の充実を図るため、既に国基準より高い基準を都の要綱で定めていた基準及び待機児童解消のための基準を条例に定める。</p> <p data-bbox="576 1391 852 1422">施行日:平成24年4月1日</p>		国基準(現行都基準)	都独自基準(新基準)	①乳児室又はほふく室	乳児室:2才未満児1人につき1.65㎡以上 ほふく室:2才未満児1人につき3.3㎡以上 ※いずれも「従うべき基準」	2才未満児1人につき3.3㎡以上	②医務室	保育所の居室面積基準については、厚生労働省令で定める地域(東京都は該当地域有)は、「標準」とする	年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、2才未満児1人につき2.5㎡以上とすることができる	③開所時間	2才未満児受入施設は必置は、「参酌すべき基準」	2才以上児のみの受入施設においても必置		—	保育所の開所時間は、原則として概ね11時間とする
	国基準(現行都基準)	都独自基準(新基準)															
①乳児室又はほふく室	乳児室:2才未満児1人につき1.65㎡以上 ほふく室:2才未満児1人につき3.3㎡以上 ※いずれも「従うべき基準」	2才未満児1人につき3.3㎡以上															
②医務室	保育所の居室面積基準については、厚生労働省令で定める地域(東京都は該当地域有)は、「標準」とする	年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、2才未満児1人につき2.5㎡以上とすることができる															
③開所時間	2才未満児受入施設は必置は、「参酌すべき基準」	2才以上児のみの受入施設においても必置															
	—	保育所の開所時間は、原則として概ね11時間とする															

区分	件数	件名
	<p data-bbox="164 237 416 293">障害者自立支援法の一部改正 平成24年4月1日施行</p>	<p data-bbox="547 212 1469 248">⑥東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(福祉保健局)</p> <p data-bbox="547 253 1490 327">⑦東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 (福祉保健局)</p> <p data-bbox="547 333 1513 400">「第1次一括法」の施行による「障害者自立支援法」の一部改正等に伴い、福祉ホーム等の設備及び運営に関する基準が条例に委任されたため、新たに条例で基準を定める。</p> <p data-bbox="560 441 699 470">○ 主な内容</p> <p data-bbox="592 474 1059 504">1)福祉ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p data-bbox="600 508 1506 575">厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="628 580 788 609">・ 従うべき基準 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="668 613 1513 680">職員・その員数、居室の床面積、運営に関する事項で障害者の適切な処遇・安全の確保・秘密の保持等に密接に関連する省令で定める事項 <li data-bbox="628 685 703 714">・ 標準 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="668 719 767 748">利用定員 <li data-bbox="628 752 826 781">・ 参酌すべき基準 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="668 786 842 815">上記以外の事項 <p data-bbox="632 819 1118 848">※ 東京都の独自基準はなく、現行基準と同じ。</p> <p data-bbox="592 884 1174 913">2)地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</p> <p data-bbox="600 918 1513 985">厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="628 990 788 1019">・ 従うべき基準 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="668 1023 1513 1090">職員・その員数、運営に関する事項で障害者の適切な処遇・安全の確保・秘密の保持等に密接に関連する省令で定める事項 <li data-bbox="628 1095 703 1124">・ 標準 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="668 1128 767 1158">利用定員 <li data-bbox="628 1162 826 1191">・ 参酌すべき基準 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="668 1196 842 1225">上記以外の事項 <p data-bbox="632 1229 1118 1258">※ 東京都の独自基準はなく、現行基準と同じ。</p> <p data-bbox="576 1294 852 1323">施行日:平成24年4月1日</p>

区分	件数	件	名
		2一部を改正する条例……………(79)	
		(1)都税に関するもの……………(1)	
		<p>①東京都都税条例の一部を改正する条例(主税局)</p> <p>1)「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方 法人特別税等に関する暫定措置法の一 部を改正する法律」(平成23年法律第11 5号) 平成23年12月2日施行 ほか</p> <p>○ 改正内容 個人都民税 最近の金利情勢等を踏まえ、退職所得に係る個人都民税の10%税額 控除を廃止する。</p> <p>都たばこ税 法人実効税率の引下げ等に伴う都と区市町村の税收増減へ対応するた めの税源移譲として、旧3級品以外の1,000本あたりの税率を860円 (改正前1,504円)とし、旧3級品の1,000本あたりの税率を411円 (改正前716円)とする。</p> <p>2)「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な 財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、規定の整備を行う。</p> <p>○ 改正内容 個人都民税 平成26年度から平成35年度までの間、個人都民税の均等割の税率を 500円引き上げる。 現行 年額1,000円 → 年額1,500円</p> <p>3)「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、規定の整備を行う。</p> <p>○ 改正内容 不動産取得税 東日本大震災により被災した農地や原子力発電所の事故に係る警戒 区域内に所在する農地の所有者等が、都内に代替農地を平成23年 3月11日以後に取得した場合、被災農地面積相当分には課税しない 特例措置を講ずる。</p> <p>4)都市計画税に係る軽減措置を継続する。 小規模住宅用地に係る都市計画税を2分の1とする軽減措置を、平成24年度におい ても継続する。</p> <p>施行日:平成25年1月1日 ただし、2)3)4)については公布の日、1)都たばこ税に ついては、平成25年4月1日</p>	
		<p>東日本大震災からの復興に関し地方公 共団体が実施する防災のための施策に 必要な財源の確保に係る地方税の臨時 特例に関する法律」(平成23年法律第11 8号) 平成23年12月2日施行</p>	
		<p>地方税法の一部を改正する法律」(平成2 3年法律第120号) 平成23年12月14日施行</p>	

区分	件数	件名
		<p>(2)使用料・手数料に関するもの……………(9)</p> <p>①計量法関係手数料条例の一部を改正する条例(生活文化局) 受益者負担の適正化を図るため、計量器の検定・検査に係る手数料の上限額を改定するほか、規定の整備を行う。</p> <p>○ 手数料(抜粋) ・特定計量器の検定 温度計(ガラス製温度計) 180円 → 210円 体積計(液化石油ガスメーター) 6,400円 → 7,440円</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p> <p>②東京都計量受託検査条例の一部を改正する条例(生活文化局) 受益者負担の適正化を図るため、計量受託検査手数料の上限額を改定する。</p> <p>○ 手数料(抜粋) ・計量器等の受託検査 温度計(圧力式温度計) 410円 → 490円 体積計(液用ます) 130円 → 150円</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p> <p>③東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例 (福祉保健局) 介護支援専門員の実務研修受講にかかる試験問題作成事務の手数料について、委託先である登録試験問題作成機関から手数料改定の通知があったため、手数料の額を改定する。 ・介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料 1,000円 → 700円</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p> <p>④東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例(福祉保健局) 受益者負担の適正化を図るため、授業料、入学料及び寄宿舎使用料の額を改定する。</p> <p>・授業料 年額 212,600円 → 年額 265,700円 ・入学料 9,100円 → 11,300円 ・寄宿舎使用料 一人で使用する場合 月額 12,700円 → 月額 15,500円 二人で使用する場合 月額 6,300円 → 月額 7,700円</p> <p>施行日:平成24年4月1日。ただし、平成25年度以降の入学に係るものから適用する。</p> <p>⑤東京都霊園条例の一部を改正する条例(建設局) 受益者負担の適正化を図るため、使用料及び管理料の額を改定するとともに、樹林型合葬埋蔵施設の新設に伴い、使用料等の規定の整備を行う。</p> <p>○使用料等(抜粋) ・青山霊園 一般埋蔵施設使用料(1㎡につき) 2,956,000円→2,725,000円 ・一般埋蔵施設管理料(1㎡・1年につき) 600円 → 620円 ・小平霊園 樹林型合葬埋蔵施設(1箇所につき) 134,000円(新設)</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p>

区分	件数	件名
		<p>⑥東京都葬儀所条例の一部を改正する条例(建設局) 受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を改定する。</p> <p>○使用料(抜粋) ・火葬料(瑞江葬儀所、1柩、都内在住者) 36,400円 → 54,600円</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p>
<p>河川敷占用許可準則の一部改正(平成23年3月8日付) 平成23年4月1日施行</p>		<p>⑦東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(建設局) 「河川敷占用許可準則」の一部改正に伴い、飲食店、売店等の施設の設置を目的とする土地占用料の種別を新設するとともに、受益者負担の適正化を図るため、流水占用料の額を改定する。</p> <p>・土地占用料(第9種) 27,918円/1㎡・年(1級地) から 496円/1㎡・年(5級地) (新設)</p> <p>・流水占用料(工業用その他)(リットル毎秒) 6,244円 → 6,106円</p> <p>・土石採取料(砂利及び砂)(1立方メートル) 295円 → 285円</p> <p>・河川産出物採取料(あし及びびかや)(百㎡) 646円 → 633円</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p>
<p>道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第411号) 平成24年4月1日施行予定</p>		<p>⑧警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例(警視庁) 「道路交通法施行令」等の一部改正に伴い、運転免許等に関する手数料の額を改定するとともに、運転経歴証明書の再交付申請が可能となることから再交付に関する手数料等の規定の整備を行う。</p>
<p>道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成23年内閣府令第70号) 平成24年4月1日施行予定</p>		<p>○手数料(抜粋) ・普通自動車免許試験手数料 2,400円 → 2,200円 (技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者の場合) 2,100円 → 1,800円 ・運転経歴証明書再交付手数料 1,000円 (新設)</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p>
<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第405号) 平成24年4月1日施行予定</p>		<p>⑨東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例(東京消防庁) 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、浮き蓋付の特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料の額を定める。</p> <p>○手数料(抜粋) ・浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満 1,120,000円 (新設)</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p>

区分	件数	件名
(3)安全・安心に関するもの……………(3)		
<p>①東京都消費生活条例の一部を改正する条例(生活文化局)</p>		
<p>多様化、複雑化する消費者被害に対応するため、東京都消費者被害救済委員会が受け付ける相談案件の対象に区市町村や消費者団体が依頼する案件を追加するなど、同委員会の機能を強化する。</p>		
<p>○改正内容</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・受付範囲の拡大 		
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 区市町村が付託依頼する案件を追加 要件を満たす消費者団体が付託依頼する案件を追加 		
<ul style="list-style-type: none"> ・委員会組織の体制強化 		
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 委員数 24人以内 → 28人以内 		
<p>施行日:平成24年4月1日</p>		
<p>②公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(警視庁)</p>		
<p>社会問題化している押し買いを規制し、悪質巧妙化した盗撮及びスカウトの規制を強化することにより、都民生活の平穏を保持する。</p>		
<p>○改正内容</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・押し買いの規制(新設) 		
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 悪質な訪問買取の規制(断られたにも関わらずその場を立ち去らない等) 		
<ul style="list-style-type: none"> ・盗撮の規制強化 		
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 規制場所の拡大(公衆便所、公衆浴場、公衆が利用することのできる更衣室等の追加) 		
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 盗撮目的で機器を差し向け、若しくは設置する行為の禁止を明確化 		
<ul style="list-style-type: none"> ・スカウトの規制強化 		
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> スカウト目的で相手方を待つ行為の規制 		
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 違反者に対する中止命令(中止命令に違反した場合に罰則を適用) 		
<p>施行日:平成24年7月1日</p>		

区分	件数	件名
		<p data-bbox="162 264 502 353"> 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第405号) 平成24年7月1日施行予定 </p> <p data-bbox="550 241 1228 280"> ③火災予防条例の一部を改正する条例(東京消防庁) </p> <p data-bbox="550 280 1508 380"> リチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備について、火気設備等として規制を付加するとともに、「危険物の規制に関する政令」の一部改正に伴い、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物に係る規定の整備を行う。 </p> <p data-bbox="574 421 702 452">○改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="598 459 1492 555">・リチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備 過充電の防止その他の当該蓄電池からの発火を防ぐ措置を講じるとともに、当該装置の周囲においては、みだりに火気を使用しないこととする。 <li data-bbox="598 560 1492 694">・炭酸ナトリウム過酸化水素付加物 消防法上の第1類危険物に追加されたため、少量危険物として、貯蔵及び取扱いの基準、少量危険物の貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準が適用されるとともに、これに係る経過措置を定める。 <p data-bbox="574 728 901 761">施行日:平成24年4月1日ほか</p> <p data-bbox="526 817 1508 862">(4)食品衛生に関するもの……………(1)</p> <p data-bbox="550 907 1436 940"> ①東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例(福祉保健局) </p> <p data-bbox="550 945 1508 974"> 「東京都食品安全審議会」の答申に基づき、ふぐ加工製品の取扱いに関する規制を改める。 </p> <p data-bbox="574 1019 750 1048">○主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="598 1052 1508 1115">・適正に処理された身欠きふぐについては、ふぐ調理師資格者以外の者も取り扱えるものとする(精巢についても同様の取扱いとする。) <li data-bbox="598 1120 1492 1182">・ふぐ加工製品については、飲食店においても、ふぐ調理師資格者以外の者が取り扱えるものとする。 <p data-bbox="574 1216 869 1249">施行日:平成24年10月1日</p>

区分	件数	件名
		<p>(5) 市民活動に関するもの……………(1)</p> <p>① 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(生活文化局) 「特定非営利活動促進法」の一部改正に伴い、認定制度及び仮認定制度の導入等が行われるため、規定の整備を行う。</p> <p>○ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定制度(新設) 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、都道府県知事又は指定都市の長が認定することができる。 (規定事項) 認定の申請手続、役員報酬規程等の提出等に関する事項、役員報酬規程等の閲覧及び謄写に関する事項等 ・ 仮認定制度(新設) 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、認定の要件の一つであるパブリック・サポート・テスト(PST)基準以外の要件を満たしている場合に、都道府県知事又は指定都市の長が仮認定することができる。 (規定事項) 仮認定の申請手続、認定特定非営利活動法人に関する規定の準用 <p>施行日:平成24年4月1日</p>

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)
平成24年4月1日施行予定

区分	件数	件名
		(6)組織・施設に関するもの……………(5)
		<p>①東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(教育庁) 都立学校の改編に伴い、5校を廃止する。 ・東京都立芸術高等学校 ・東京都立府中特別支援支援学校 ・東京都立府中朝日特別支援学校 ・東京都立武蔵台特別支援学校 ・東京都立南大沢学園特別支援学校 施行日:平成24年4月1日</p>
		<p>②東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例 (福祉保健局) 東京都心身障害者福祉センターについて、肢体不自由者更生施設の入所機能を東京都練馬障害者支援ホームに移転するなど、役割・機能を見直し、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日</p>
		<p>③東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例 (福祉保健局) 都立障害者(児)施設7施設が、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を行う事業所へ移行すること等に伴い、規定の整備を行う。 ・東京都東村山福祉園、江東通勤寮、大田通勤寮、葛飾通勤寮、豊島通勤寮、立川通勤寮及び町田通勤寮を設置 ・東京都清瀬療護園を社会福祉法人に民間移譲 施行日:平成24年4月1日</p>
		<p>④東京都肢体不自由者自立ホーム条例の一部を改正する条例 (福祉保健局) 東京都肢体不自由者自立ホームの事業のうち、身体障害者通所授産施設支援が、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業へ移行することに伴い、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日</p>
		<p>⑤東京都海上公園条例の一部を改正する条例(港湾局) 春海橋公園の一部及び昭和島南緑道公園を中央区及び大田区に移管することに伴い、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日</p>

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)平成24年4月1日施行(まか)

障害者自立支援法の一部改正平成24年4月1日施行予定

区分	件数	件名
		(7)基金に関するもの……………(16)
		<p>①東京都新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例(生活文化局) 支援事業終了後の検査や成果の取りまとめ・公表等の事務手続きについて、平成25年9月30日まで実施できるとされたことに伴い、基金の期限を平成25年9月30日まで延長する。</p>
		施行日:公布の日
		<p>②東京都消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(生活文化局) 消費者行政の一層の活性化を図るため必要がある場合、活性化事業に係る実施期限を1年間延長できるとされたことに伴い、基金の期限を平成25年3月31日まで延長する。</p>
		施行日:公布の日
第3次補正予算 12兆1,025億円 平成23年11月21日成立		☆③東京都高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例 (生活文化局)
		国の第3次補正予算に基づき、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金事業等に係る実施期限が延長されたこと等に伴い、基金の期限を平成27年3月31日まで延長する。
		施行日:平成24年4月1日
		☆④東京都医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (福祉保健局)
		国の第3次補正予算に基づき、医療施設耐震化緊急整備事業に係る実施期限が延長されたことに伴い、基金事業の実施期限を平成25年3月31日まで延長する。
		施行日:公布の日
第4次補正予算 2兆5,345億円 平成23年12月20日閣議決定		☆⑤東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例(福祉保健局)
		国の第4次補正予算に基づき、高等技能訓練促進費等事業等に係る実施期限が延長されることに伴い、基金の期限を平成28年3月31日まで1年間延長する。
		施行日:公布の日

備考:件名の前の☆印は、中途議決を要望するものです。

区分	件数	件名
		<p>☆⑥東京都妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例 (福祉保健局)</p> <p>国の第4次補正予算に基づき、妊婦健康診査臨時特例交付金事業が延長されることに伴い、基金の期限を平成25年3月31日まで1年間延長する。</p> <p>施行日: 公布の日</p>
		<p>☆⑦東京都障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (福祉保健局)</p> <p>国の第4次補正予算に基づき、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業に係る実施期限が延長されることに伴い、基金事業の実施期限を平成25年3月31日まで延長する。</p> <p>施行日: 公布の日</p>
		<p>☆⑧東京都子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例(福祉保健局)</p> <p>国の第4次補正予算に基づき、子宮頸がん予防ワクチン等の任意接種に係る公費助成が継続されることに伴い、基金の期限を平成25年3月31日まで1年間延長する。</p> <p>施行日: 公布の日</p>
		<p>⑨東京都社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(福祉保健局)</p> <p>国の第3次補正予算に基づき、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金事業に係る実施期限が延長されたことに伴い、基金事業の実施(着手を含む。)期限を平成25年3月31日まで延長する。</p> <p>施行日: 公布の日</p>

備考: 件名の前の☆印は、中途議決を要望するものです。

区分	件数	件名
		<p>⑩東京都介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (福祉保健局)</p> <p>介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業に係る実施(着手を含む。)期限が延長されたことに伴い、基金事業の期限を平成25年3月31日まで延長する。</p> <p>施行日: 公布の日</p>
		<p>⑪東京都介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (福祉保健局)</p> <p>介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業に係る実施(着手を含む。)期限が延長されたことに伴い、基金事業の期限を平成25年3月31日まで延長する。</p> <p>施行日: 公布の日</p>
		<p>⑫東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (福祉保健局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度及び平成25年度に限り、保険料率の増加抑制のため、広域連合に対する交付金に基金を充当できるよう規定を整備する。 ・ 必要な基金の積立額を確保するため、平成24年度及び平成25年度の基金への拠出率を、0.2636%(本則は0.09%)とする。 <p>施行日: 平成24年4月1日</p>
		<p>⑬東京都介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (福祉保健局)</p> <p>「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行による「介護保険法」の一部改正に伴い、保険料率の増加の抑制等を図り、区市町村に交付等するため、平成24年度に限り基金の取崩しができるよう、規定の整備を行う。</p> <p>施行日: 平成24年4月1日</p>

介護サービスの基盤強化のための介護
保険法等の一部を改正する法律(平成2
3年法律第72号)
平成24年4月1日施行予定

介護保険法の一部改正
平成24年4月1日施行予定

区分	件数	件名
		<p>⑭東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例 (産業労働局)</p> <p>国の第3次補正予算に基づき、森林整備加速化・林業再生事業に係る実施期限が延長されたことに伴い、基金の期限を平成27年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>施行日: 公布の日</p>
		<p>⑮東京都森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例 (産業労働局)</p> <p>国の第4次補正予算等に基づき、森林整備事業に係る実施期限が延長されることに伴い、基金の期限を平成29年3月31日まで5年間延長する。</p> <p>施行日: 公布の日</p>
		<p>☆⑯東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (産業労働局)</p> <p>国の第3次補正予算等に基づき、震災等緊急対応事業等に係る実施期限が延長されたことに伴い、基金の期限を平成26年3月31日まで1年間延長する。</p> <p>施行日: 公布の日</p>

備考: 件名の前の☆印は、中途議決を要望するものです。

区分	件数	件名
		(8)給料・報酬等に関するもの……………(16)
		①東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(総務局)
		②東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務局)
		③東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(総務局)
		④非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (総務局)
		⑤東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事委員会事務局)
		⑥東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (選挙管理委員会事務局)
		⑦選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (選挙管理委員会事務局)
		⑧東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (監査事務局)
		⑨東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(財務局)
		⑩東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(主税局)
		⑪東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(主税局)
		⑫東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(収用委員会事務局)
		⑬東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(教育庁)
		⑭東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(産業労働局)
		⑮東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(労働委員会事務局)
		⑯東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(警視庁)
		○主な改正内容
		1)平成23年度東京都特別職報酬等審議会答申を踏まえ、報酬改定を行う。
		・ 議長 1, 282, 000円 → 1, 275, 000円
		・ 副議長 1, 157, 000円 → 1, 151, 000円
		・ 議員 1, 030, 000円 → 1, 025, 000円
		・ 知事 1, 494, 000円 → 1, 486, 000円
		・ 副知事 1, 219, 000円 → 1, 213, 000円
		2)知事の給料の月額及び期末手当について、減額措置(約1割減額)を1年間延長する。
		施行日:平成24年4月1日

区分	件数	件	名
----	----	---	---

(9)職員に関するもの……………(5)

1)定数に関するもの

- ①東京都職員定数条例の一部を改正する条例(総務局)
 - ②学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(教育庁)
 - ③警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例(警視庁)
 - ④東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例(東京消防庁)
- 職員の定数を改めるとともに、所要の改定を行う。

(単位:人)

区分	平成24年度 条例定数	平成23年度 条例定数	差引
東京都職員定数条例	38,289	38,607	△318
知事部局等	25,101	25,261	△160
公営企業			
交通局	6,616	6,654	△38
水道局	4,013	4,053	△40
下水道局	2,559	2,639	△80
小計	13,188	13,346	△158
学校職員定数条例	62,973	62,529	444
警視庁設置条例	46,067	46,035	32
東京消防庁職員定数条例	18,154	18,080	74
全任命権者総計	165,483	165,251	232

※知事部局等には、議会局・行政委員会を含む。

※ 全任命権者総計は、昭和53年度(総定数222,789人)以来34年ぶりの増加。

施行日:平成24年4月1日

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年条例第77号)
平成23年12月1日施行(ほか)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成23年政令第296号)
平成23年10月1日施行

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正
平成24年4月1日施行予定

2)公務災害に関するもの

- ①都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(教育庁)

「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の施行を踏まえ、学校医等の公務災害補償の補償基礎額を改正するとともに、規定の整備を行う。

○ 改正内容(抜粋)

(公務災害補償の補償基礎額)

- ・ 経験年数5年以上10年未満 学校薬剤師 6,547円 → 6,532円 など

施行日:公布の日

区分	件数	件名
		<p>(10)費用弁償に関するもの……………(3)</p> <p>①警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (警視庁)</p> <p>②審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(総務局)</p> <p>③東京都建築審査会条例の一部を改正する条例(都市整備局) 警察の求めに応じて出頭等した警察参考人等の負担等に対して、適切な費用弁償を行うため、規定の整備を行う。</p> <p>○ 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償の種類 車賃(実費弁償)を追加 ・費用弁償の額 宿泊料 9,800円 → 11,000円 <p>施行日:平成24年4月1日</p>
		<p>(11)区市町村に関するもの……………(3)</p> <p>①特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務局)</p> <p>②市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務局)</p> <p>○ 改正内容</p> <p>1)新規事務移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道建築物の耐震化に係る事務のうち、耐震診断及び耐震改修実施結果報告書の受理、耐震化に関する指導助言等の事務を特別区及び建築主事を設置する9市に移譲する。 ・ ふぐ加工製品の取扱者に義務付けられる届出等に係る事務を特別区及び保健所設置市である八王子市及び町田市に移譲する。 <p>2)一括法に基づく区市町村への権限委譲に伴う規定整備 事務処理の特例により既に区市町村に移譲されていた事務のうち、一括法に基づく権限移譲の対象となる事務について、事務処理の特例の対象外となることに伴い、規定の整備を行う。</p> <p>施行日:平成24年4月1日ほか</p> <p>③東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例(総務局) 基金の額を改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 275,878,542千円 → 276,771,671千円 <p>施行日:平成24年4月1日</p>

区分	件数	件名
		(12)一括法に関するもの……………(9)
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)(以下「第2次一括法」という。) 平成23年8月30日施行 ほか		1) 基準の条例委任に関するもの
第2次一括法 地域主権戦略大綱(平成22年6月閣議決定)を踏まえ、基礎的自治体へ権限を委譲するとともに、国から地方への義務付け・枠付けの見直しと条例制定権を拡大するもの (対象) 施設・公物設置管理の基準 協議、同意、許可・認可・承認の見直し等 計画等の策定及びその手続き		① 東京都立図書館条例の一部を改正する条例(教育庁) 「第2次一括法」の施行による「図書館法」の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の任命基準が条例に委任されたため、条例で基準を定める。 ・文部科学省令が定める「参酌すべき基準」に基づき、任命基準を新設 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、東京都教育委員会が任命 施行日:平成24年4月1日
図書館法の一部改正 平成24年4月1日施行予定		② 東京都認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例(福祉保健局) 「第1次一括法」の施行による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正等に伴い、入所又は入園資格に関する基準が条例に委任されたため、条例で施設の認定要件を定めるほか、規定の整備を行う。 ・施設の認定要件 「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」を「参酌すべき基準」として、現在「東京都認定こども園の認定基準に関する条例」で規定している基準を施設の認定要件に規定する。 施行日:平成24年4月1日
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正 平成24年4月1日施行予定		③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(環境局) 「第2次一括法」の施行による「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等の一部改正に伴い、鳥獣保護区、指定猟法禁止区域等の区域である旨を示すために設置する標識の寸法に関する基準が条例に委任されたため、条例で基準定める。 ・環境省令で定める「参酌すべき基準」に基づき、都道府県が設置する標識の寸法を新たに規定する。 ・条例の名称を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例」に改める。 施行日:平成24年4月1日
児童福祉法の一部改正 平成24年4月1日施行予定		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正 平成24年4月1日施行予定		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正 平成24年4月1日施行予定		
興行場法の一部改正 平成24年4月1日施行予定		2) 基礎自治体への権限移譲に関するもの
		① 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例(福祉保健局) 「第2次一括法」の施行による「興行場法」の一部改正に伴い、興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準等について、特別区及び保健所設置市が条例で定めることとなるため、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日

区分	件数	件名
旅館業法の一部改正 平成24年4月1日施行予定		②旅館業法施行条例の一部を改正する条例(福祉保健局) 「第2次一括法」の施行による「旅館業法」の一部改正に伴い、衛生に必要な措置の基準等について、特別区及び保健所設置市が条例で定めることとなるため、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日
公衆浴場法の一部改正 平成24年4月1日施行予定		③公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例(福祉保健局) 「第2次一括法」の施行による「公衆浴場法」の一部改正に伴い、公衆浴場の設置場所の配置の基準等について、特別区及び保健所設置市が条例で定めることとなるため、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日
墓地、埋葬等に関する法律の一部改正 平成24年4月1日施行予定		④墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例(福祉保健局) 「第2次一括法」の施行による「墓地、埋葬等に関する法律」の一部改正に伴い、墓地等の経営許可等の権限が、特別区及び市に移譲されるため、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日
工場立地法の一部改正 平成24年4月1日施行予定		⑤東京都工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例(産業労働局) 「第2次一括法」の施行による「工場立地法」の一部改正等に伴い、緑地面積等に係る地域準則について、特別区及び市が条例で定めることとなるため等による、規定の整備を行う。
工場立地法施行規則の一部改正 平成23年9月30日施行		施行日:平成24年4月1日
環境基本法の一部改正 平成24年4月1日施行予定		⑥都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(環境局) 「第2次一括法」の施行による「騒音規制法」等の一部改正等に伴い、騒音を規制する地域の指定権限等が、特別区及び市に移譲されること等により、規定を改める。
騒音規制法の一部改正 平成24年4月1日施行予定		施行日:平成24年4月1日
振動規制法の一部改正 平成24年4月1日施行予定		施行日:平成24年4月1日
悪臭防止法の一部改正 平成24年4月1日施行予定		

区分	件数	件名
		(13) 法令改正等に伴い規定を整備するもの……………(7)
<p>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号) 平成24年4月1日施行予定</p>		<p>①東京都立ナーシングホーム条例の一部を改正する条例(福祉保健局) 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行による「介護保険法」の一部改正に伴い、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日</p>
<p>介護保険法の一部改正 平成24年4月1日施行予定</p>		<p>②東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例(福祉保健局) 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)の施行による「児童福祉法」及び「障害者自立支援法」の一部改正に伴い、障害児に係る施設及び事業について、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日</p>
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号) 平成24年4月1日施行予定(ほか)</p>		<p>③東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例(福祉保健局) 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による「児童福祉法」及び「障害者自立支援法」の一部改正に伴い、療育医療センターの実施事業等について、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日</p>
<p>児童福祉法の一部改正 平成24年4月1日施行予定</p>		<p>④東京都立肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例(福祉保健局) 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による「児童福祉法」の一部改正に伴い、条例名を「東京都立多摩療育園条例」に改めるとともに、肢体不自由児施設の実施事業等について、規定の整備を行う。 施行日:平成24年4月1日</p>
<p>障害者自立支援法の一部改正 平成24年4月1日施行予定</p>		

区分	件数	件名
		<p data-bbox="528 241 1390 280">⑤東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例</p> <p data-bbox="1315 286 1485 324">(福祉保健局)</p> <p data-bbox="552 331 1506 459">「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による「児童福祉法」及び「障害者自立支援法」の一部改正に伴い、重症重度心身障害児者施設の実施事業等について、規定の整備を行う。</p> <p data-bbox="576 495 852 533">施行日:平成24年4月1日</p> <p data-bbox="552 591 1315 629">⑥東京都立病院条例の一部を改正する条例(病院経営本部)</p> <p data-bbox="552 636 1506 763">「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による「児童福祉法」及び「障害者自立支援法」の一部改正に伴い、知的障害児にかかる施設及び事業の一元化等規定の整備を行う。</p> <p data-bbox="576 799 852 837">施行日:平成24年4月1日</p> <p data-bbox="165 904 501 987">民法の一部改正(平成23年法律第61号) 平成24年4月1日施行予定ほか</p> <p data-bbox="552 898 1506 936">⑦東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例</p> <p data-bbox="1378 943 1485 981">(環境局)</p> <p data-bbox="576 987 1506 1048">「民法等の一部を改正する法律」の施行による「民法」の一部改正に伴い、未成年後見人に法人を選任できることになったことによる、規定の整備を行う。</p> <p data-bbox="576 1084 852 1122">施行日:平成24年4月1日</p>

区分	件数	件名
		<p>2廃止する条例 ……………(2)</p> <p>(1)組織・施設に関するもの……………(2)</p> <p>①東京都知的障害者援護施設条例を廃止する条例(福祉保健局) 旧知的障害者福祉法上の施設である知的障害者援護施設(東京都江東通勤寮等6施設)が、障害者自立支援法に基づいて、障害福祉サービス事業を行う事業所へ移行するため、設置根拠条例を廃止する。</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p> <p>②東京都身体障害者更生援護施設条例を廃止する条例(福祉保健局) 旧身体障害者福祉法上の施設である身体障害者更生援護施設の東京都清瀬園が事業廃止されるため、設置根拠条例を廃止する。</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p>

区分	件数	概要	要
契約案	6		
		<p>☆①都立小岩高等学校(23)改修及び改築工事請負契約(教育庁)</p> <p>1)契約金額 12億4,215万円 工期 平成26年2月10日</p> <p>2)契約相手 りんかい日産・坪井工業建設共同企業体</p> <p>3)工事場所 江戸川区本一色三丁目10番1号</p> <p>4)工事概要 改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎棟・体育館棟(EV棟増改築含む) 鉄筋コンクリート造 地上4階建て 延べ床面積 14,829㎡ <p>改築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延べ床面積 1,279㎡ ・弓道場 鉄筋コンクリート造 平屋建て 延べ床面積 80㎡ 	
		<p>☆②都立板橋看護専門学校(23)改築工事請負契約(福祉保健局)</p> <p>1)契約金額 12億7,995万円 工期 平成26年1月31日</p> <p>2)契約相手 アイサワ・谷沢建設共同企業体</p> <p>3)工事場所 板橋区栄町34番1号</p> <p>4)工事概要 鉄筋コンクリート造 地上4階建て 延べ床面積 7,994㎡</p>	
		<p>☆③都立鷺宮高等学校(23)改築及び改修工事請負契約(教育庁)</p> <p>1)契約金額 11億4,135万円 工期 平成25年7月15日</p> <p>2)契約相手 松尾・湯建建設共同企業体</p> <p>3)工事場所 中野区若宮三丁目46番8号</p> <p>4)工事概要 改築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南校舎棟 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上3階建て 延べ床面積 2,657㎡ ・視聴覚室棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延べ床面積 605㎡ <p>改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北校舎棟 鉄筋コンクリート造 地上3階建て 延べ床面積 5,535㎡ ・武道場 鉄筋コンクリート造 平屋建て 延べ床面積 514㎡ ・プール棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延べ床面積 1,090㎡ 	
		<p>☆④都営住宅23H-107東(葛飾区高砂四丁目)工事請負契約 (都市整備局)</p> <p>1)契約金額 11億5,290万円 工期 平成26年3月11日</p> <p>2)契約相手 株木・似鳥建設共同企業体</p> <p>3)工事場所 葛飾区高砂四丁目1788番4ほか</p> <p>4)工事概要 鉄筋コンクリート造 地上12階建て 1棟 175戸</p>	
		<p>☆⑤都営住宅23H-104西(世田谷区下馬二丁目)工事請負契約 (都市整備局)</p> <p>1)契約金額 9億1,024万5,000円 工期 平成25年10月8日</p> <p>2)契約相手 守谷・住協建設共同企業体</p> <p>3)工事場所 世田谷区下馬二丁目259番ほか</p> <p>4)工事概要 鉄筋コンクリート造 地上9階建て 1棟 153戸</p>	

備考:件名の前の☆印は、中途議決を要望するものです。

区分	件数	件	名
----	----	---	---

☆⑥環2地下トンネル(仮称)築造工事(23—環2新大橋工区)請負契約
(建設局)

- 1) 契約金額 33億5,585万1,450円 工期 平成27年3月13日
- 2) 契約相手 西松・京王・三幸建設共同企業体
- 3) 工事場所 中央区築地五丁目地内
- 4) 工事概要 延長 135.85m 幅員 19.19~28.95m(開削工法)ほか



備考: 件名の前の☆印は、中途議決を要望するものです。

区分	件数	概要
事件案	6件	<p>①包括外部監査契約の締結について(総務局) 地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結する。</p> <p>1)契約の相手方 ・氏名 松本 正一郎 ・資格 公認会計士</p> <p>2)契約期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>3)契約の金額 契約の金額 3,660万1千円を上限とする額</p> <p>②全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について(財務局) 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市が加わるとともに、規約を変更するため、議案を提出する。</p> <p>③土地の信託の変更について(財務局) 昭和63年12月14日に議決を得た土地信託(両国シティコア)について、信託内容の変更を行う。</p> <p>1)信託目的 住居棟に係る信託期間の終了により、信託目的について、住居部分を削除し、賃貸用業務施設ビルの建設、管理及び運用とする。</p> <p>2)土地の持分 1)により、建物全体に対する賃貸用業務施設ビルの面積の割合が共有持分となる。</p> <p>3)信託期間 契約締結の日から平成29年7月28日まで(5年間延長)</p>

区分	件数	件	名
<p>④平成24年度の連続立体交差事業の実施に伴う費用の関係特別区・市の負担について(建設局)</p> <p>地方財政法第27条第1項に基づく連続立体交差事業の実施に伴う費用について、関係特別区・市の負担すべき金額の限度額を定めるため、議案を提出する。</p>			
特別区・市名	平成24年度 費用負担限度額	鉄道名及び事業箇所	
世田谷区	727,886 千円	小田急電鉄小田原線(代々木上原駅梅ヶ丘駅間)	
渋谷区	110,278 千円	小田急電鉄小田原線(代々木上原駅梅ヶ丘駅間)	
練馬区	464,130 千円	西武鉄道池袋線(練馬高野台駅大泉学園駅間)	
稲城市	549,665 千円	東日本旅客鉄道南武線(稲田堤駅府中本町駅間)	
三鷹市	37,115 千円	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹駅立川駅間)	
武蔵野市	178,824 千円	東日本旅客鉄道中央本線ほか一路線 (三鷹駅立川駅間ほか一箇所)	
小金井市	423,667 千円	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹駅立川駅間)	
国分寺市	11,867 千円	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹駅立川駅間)	
国立市	237,163 千円	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹駅立川駅間)	
立川市	74,483 千円	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹駅立川駅間)	
墨田区	553,650 千円	京成電鉄押上線(押上駅八広駅間)	
大田区	1,242,224 千円	京浜急行電鉄本線及び同空港線(京急蒲田駅付近)	
葛飾区	40,200 千円	京成電鉄押上線(四ツ木駅青砥駅間)	
調布市	681,450 千円	京王電鉄京王線及び同相模原線(調布駅付近)	
中野区	70,500 千円	西武新宿線(中井駅野方駅間)	

区分	件数	件名
----	----	----

☆⑤平成23年度の連続立体交差事業の実施に伴う費用の関係特別区・市の負担の変更について(建設局)

地方財政法第27条第1項に基づく連続立体交差事業の実施に伴う費用について、関係特別区・市の負担すべき金額の限度額を改めるため、議案を提出する。

特別区・市名	平成23年度 費用負担限度額	鉄道名及び事業箇所
練馬区	変更前 628,062 千円 変更後 636,162 千円	西武鉄道池袋線(練馬高野台駅大泉学園駅間)
三鷹市	変更前 39,173 千円 変更後 39,836 千円	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹駅立川駅間)
武蔵野市	変更前 189,282 千円 変更後 192,761 千円	東日本旅客鉄道中央本線ほか一路線 (三鷹駅立川駅間ほか一箇所)
小金井市	変更前 447,163 千円 変更後 454,727 千円	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹駅立川駅間)
国分寺市	変更前 12,525 千円 変更後 12,737 千円	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹駅立川駅間)
国立市	変更前 250,315 千円 変更後 254,550 千円	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹駅立川駅間)
立川市	変更前 78,614 千円 変更後 79,944 千円	東日本旅客鉄道中央本線(三鷹駅立川駅間)
墨田区	変更前 366,900 千円 変更後 473,805 千円	京成電鉄押上線(押上駅八広駅間)
大田区	変更前 857,963 千円 変更後 1,009,571 千円	京浜急行電鉄本線及び同空港線(京急蒲田駅付近)

⑥ヘリコプター用エンジンの買入れについて(東京消防庁)

エンジン点検時等におけるヘリコプター運用体制確保のために、平成23年第四回定例会で議決を得た大型ヘリコプター用のエンジン1基を買入れる。

1) 種類数量 フランス ターボメカ社製
ツルボメカ式マキラニA一型ヘリコプター用エンジン 1基

2) 契約金額 2億7,510万円

備考: 件名の前の☆印は、中途議決を要望するものです。

区分	件数	件名
専決	1	<p data-bbox="518 347 1508 459">①地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した固定資産税等の過徴収に係る損害賠償請求事件の控訴提起に関する報告及び承認について (総務局)</p> <p data-bbox="518 470 1508 638">固定資産税等の過徴収に係る損害賠償請求事件について、平成24年1月25日に東京都の一部敗訴判決が言い渡された。本判決には、事実誤認及び法律解釈・適用の誤りがあり控訴提起する。ただし、控訴期限(2月8日)が差し迫っており、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、知事の専決処分により決定したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。</p> <p data-bbox="542 683 686 705">○ 事件概要</p> <p data-bbox="518 716 1508 772">原告ら(旭冷蔵工業株式会社外6名)の保有する各倉庫につき、各都税事務所長は固定資産税及び都市計画税の税額決定に当たり通常の「倉庫」と認定し、賦課徴収を行ってきた。</p> <p data-bbox="518 784 1508 840">しかし、平成18年に各倉庫の調査を実施したところ、通常の「倉庫」よりも早く減価が生じる経年減点補正率が適用される「冷凍倉庫」であることが判明した。</p> <p data-bbox="518 851 1508 952">そこで、各都税事務所長は、地方税法の規定に従い、原告らに係る平成14年度ないし同18年度の5か年度分の固定資産価格の修正を行い、当該各年度に係る固定資産税等について減額賦課決定を行い、過納税額相当額の還付を行った。</p> <p data-bbox="518 963 1508 1052">これに対して、原告らは、平成13年度以前の超過既納付分である2億6,100万円及び遅延損害金が国家賠償法第1条の損害に該当するとして、同法に基づいて損害賠償請求訴訟を提起した。</p>

区分	件数	件名
人事案	8	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都収用委員会委員の任命の同意(3名)(収用委員会事務局) (定員7人 任期3年 うち3人任期満了) 再任 : 内山 忠明 (平成 24 年 3 月 31 日任期満了) 退任 : 藤重 由美子(平成 24 年 3 月 31 日任期満了) → 新任 : 加々美 光子 退任 : 宮崎 治子 (平成 24 年 4 月 9 日任期満了) → 新任 : 山田 攝子 ・東京都固定資産評価審査委員会委員の選任の同意(5名)(主税局) (定員9人 任期3年 うち5人任期満了) 再任 : 青木 治道 (平成 24 年 3 月 31 日任期満了) 再任 : 山内 容 (平成 24 年 3 月 31 日任期満了) 再任 : 五味 郁子 (平成 24 年 3 月 31 日任期満了) 再任 : 安間 謙臣 (平成 24 年 3 月 31 日任期満了) 退任 : 中村 京 (平成 24 年 3 月 31 日任期満了) → 新任 : 口澤 真美

今後提出を予定している案件

区分	件数	件名
条例案	1	<p>(都区協議会の協議後に提出)</p> <p>①都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(総務局)</p> <p>平成24年度特別区財政調整交付金を適切に算定するため、単位費用を改正する。</p> <p>施行日:平成24年4月1日</p>